



# ケロちゃん通信



～山形県消費生活センターニュース～

2023年12月号

## 18・19歳、20代トラブル急増中!!



キーワードは **美** と **金**



20歳代の相談の特徴としてみられる「美(び)」(脱毛エステ・医療サービスなど)と「金(かね)」(内職・副業など)に関する相談が18・19歳でも多く寄せられています。

### 2022年度若年者の相談の傾向

順位	商品・役務	相談事例・内容
1位	脱毛エステ	「体験で店舗に行ったところ、しつこく勧誘され契約してしまった」「解約の電話やメールを送っても返事がない」など
2位	商品一般	「身に覚えのない請求が届いた」という架空請求についての相談など
3位	出会い系サイト・アプリ	「SNSで知り合った人から別のサイトに誘導され、ポイント代を求められた」「悩みを聞いて報酬を得る仕事で、逆に支払いを求められた」など
4位	他の内職・副業	SNS広告などで「簡単に稼げるという広告を見て登録したところ、高額なサポートプランを勧誘された」など
5位	賃貸アパート	管理会社のサポートや、退去時の原状回復トラブルについての相談など

6位:「他の健康食品」

7位:「医療サービス」

8位:「役務その他のサービス」

9位:「アダルト情報」

10位:「脱毛剤」



セールストーク  
信じちゃダメ!

短時間で稼げる  
無料体験!



今だけ特別!

お試し価格!

学割がきく!

あまい言葉に  
気をつけて!

### トラブル防止のポイント

- 安さや気軽さ、メリットを強調した広告に注意!
- 契約をせかず勧誘や、借金を促す勧誘に注意!
- 契約はその後のもとを考えて慎重に。不安があれば周りの人に相談する!
- 契約後でも、クーリング・オフや取消しができる場合がある。
- トラブルにあったら、早めに消費生活センターなどに相談する。



ジャックくん

消費者ホットライン「188(いやや!)」番、  
またはWeb相談もご利用ください。

受付フォームはこちらから→





## 公式チケットじゃないと、入場不可!? トラブル急増中!

【事例1】検索サイトで一番上に表示されたサイトにアクセスし、ライブのチケット2枚、約4万円をクレジットカードで支払った。購入後、海外の転売仲介サイトだったことがわかった。不安なのでキャンセルしたい。

【事例2】SNSで知り合った人からチケットを譲り受けるため、コード決済サービスで代金を送金したが、直後にSNSをブロックされ、連絡も取れなくなった。返金してほしい。

コンサートやイベントの公式ホームページには、チケットの転売禁止や、転売サイトから購入したチケットだと判明した場合は入場できないなどのルールが記載されています。転売仲介サイトで購入する前に、公式ホームページの情報を確認するようにしましょう。



**死亡事故  
発生!!**



## ドライアイスによる 二酸化炭素中毒に注意!

葬儀の際、ご遺体の棺内に置かれていたドライアイスによる二酸化炭素中毒が疑われる死亡事故の情報が消費者庁に寄せられています。

ご遺体に話しかける等の際は、棺内に顔を入れて高濃度の二酸化炭素を吸い込まないように注意し、また室内に二酸化炭素が滞留しないよう十分な換気を行きましょう。もし気分が悪くなったら、すぐに換気の良い場所へ移動し、異常があれば直ちに119番通報するようにしましょう。

### 12月・1月の消費生活法律相談日

- 12月6日(水)
- 1月10日(水)

午後2時30分から  
午後4時30分まで

弁護士が無料でアドバイスします。  
事前予約が必要です。

## 年末要注意!



## 海産物の電話勧誘トラブル

海産物の電話勧誘に関する相談が全国の消費生活センター等に寄せられています。カニなどの購入機会が増える年末にかけて、トラブルが増加する可能性があります。注意しましょう。

- 要らない時はきっぱりと断る
- 断ったのに商品が送られてきた時は、受け取りを拒否し、代金を支払わないようにしましょう。



電話勧誘で契約した時は、クーリング・オフができます。  
不安な時は消費生活センターに相談してください。

出典：消費者庁イラスト集より

## 山形県消費生活センター

〒990-8570

山形市松波2-8-1(山形県庁2階)

《相談受付》月曜～金曜 9:00～17:00

《電話番号》023-624-0999

**消費者ホットライン188番も  
ご利用ください**

ホームページはこちらから→

